

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容-提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省市からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管-関係府庁 |
|--------|----------------------------------|---|---|--|--|-------|-------|--|------------------------|-----------|-------------|-------------|--|-----------|----------------------------|--|------|------------|
| 120010 | 2点間の観光タクシー精算時の運賃(近距離)における規制の緩和 | 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年国自旅第100号) | 特定の空港、鉄道駅、各種集客施設(公的医療機関等)等の定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設間、又は定額運賃適用施設と一定のエリア間で行われる反復・継続的な運賃で、3,000円以内地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるものについて、当該輸送の最短経路による運賃に適用される通常の距離制運賃による額を事前に定める運賃引上を行わず、※通常の距離制運賃+時間距離併用制において時間加算を行わない距離制運賃 | 2点間における観光タクシー-近距離の場合の精算は、時間距離併用制が原則であるが、これを距離運賃(事前に運行コースを定めた定額運賃)による精算とする。 | 個人型の着地型旅行商品造成のため、タクシーを多く活用し、タクシーの稼働率向上と乗務員の意識向上、タクシー業界及び市内全体の経済活動につなげる。利用者にとって料金負担が分かちやすい商品企画をするため、2点間の乗車に対するタクシーの精算を時間距離併用ではなく、距離運賃とする。 現状 八戸はビジネス客が多いため個人・少人数で市内を観光する割合が高い。駅の内所内でも2、3時間で観光バスを運ぶための提案を求められる。また物見型ではなく、ポイントで食や体験を組み合わせたいという声も聞かれる。 課題 食事や体験を組み込んだ目的が1箇所の往復タクシープランを商品化する場合、タクシーの精算は時間距離併用制が原則であるが、これを距離運賃(事前に運行コースを定めた定額運賃)による精算とする。 提案理由 個人型タクシー業界に無理を強いるのではなく、少ない制備でも積み上げることで利益を生むという考えから、稼働率をあげ、乗務員の意向に沿って考えていく。距離運賃による精算が可能であれば精算額が事前に分かり、販売金額も安定し、いくす様々なニーズに対応可能なテーマ性の高い八戸ならではのタクシープランがより多く企画可能である。タクシー業界のみならず、観光関連事業者にも経済効果が広がると考えられる。 | C | | タクシーの2点間における運賃には、時間と距離を併用した運賃制が適用されており、これは、経済性と乗務員の負担を軽減する観点から、市内を走行する際に発生した拘束時間を適切に運賃に反映させることにより、乗務員の労働条件を確保することや、走行距離のみに応じて運賃が決定することによる生じている走行時間を短縮するための無謀な高運賃制(値上げ)等無視等問題を解決し、輸送の安全を確保することを目的として全国的に導入された制度です。 一方、定額運賃は、相当程度の運賃収入が見込まれ、乗務員の労働条件は一定程度確保されると考えられるものについて、運賃を利用者が事前に把握できることによる利用者側の負担を軽減し、時間距離併用制運賃の例として認めている制度です。 この提案の近距離も含めた2点間の運賃に適用するタクシー運賃を現行の時間距離併用制運賃ではなく、距離制運賃に基づく算定を行う定額運賃による精算を行った場合、走行距離のみに応じて運賃が決定されるという点でメリットは大きいと考えられます。 地方都市は、大都市とは違い、現行の制度により供給過剰になっており、その状況から規制を取り除くためには新たな需要を生み出すことこそがタクシー業界を守ると考えての提案です。 | 右提案主体からの意見に対して回答されました。 | | | | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管-関係府庁 |
| 120020 | 新車登録前の輸入自動車(TDS認証)に対する限定された変更の容認 | 道路運送車両法 第七十五条第四項 自動車型式指定規則 第十条第三項 | 自動車の型式の指定を申請した者は、型式の指定を受けた自動車を確認する場合、構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し譲受人に交付する。 型式の指定後に申請書の添付書面に、新車登録前の限定された変更(車検証の記載事項、自動車の外観、道路運送車両の保安基準対象部品に限定された変更)を記載した上で、変更の承認を受けた場合に限り、完成検査終了証を無効にしないこととする。したがって、完成検査終了証が発行された自動車に対して、申請書の添付書面の記載事項について変更した場合、完成検査終了証は無効となる。 | 型式指定制度(TDS)で認証された輸入自動車に対して、新車登録前に限定された変更(車検証の記載事項、自動車の外観、道路運送車両の保安基準対象部品に限定された変更)を記載した上で、変更の承認を受けた場合に限り、完成検査終了証を無効にしないこととする。 | 従来、新車登録後に全国の各販売店等が外注するなどして実施している、型式指定制度で認証された輸入自動車に対するアクセサリ類の取り付けについて、新車登録前、インポーター等の新車整備施設において出荷前点検(PDI: Pre-Delivery Inspection)業務を行っている技術者が行うことで、作業時間の短縮、外注のための二次輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 提案理由 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を必要としているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが自らの時間を費やして実施しているケースが多く見られ、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものがあり、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前(TDSやPDIで認証されていない)装置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。 | D | | 現状の制度では、アクセサリ類等が取り付けられた自動車は型式の指定を受けている場合、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でアクセサリ類等の取り付けを実施した後、申請書の添付書面に、構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行することができる。 よって、申請者が予め取り付けが予想されるアクセサリ類等を含めた、型式指定の範囲(又は変更の承認)を受け、型式の指定を受けることで、現行制度においても本提案内容は十分達成されるものと考えている。 | 右提案主体からの意見に対して回答されました。 | | | | 3月29日付公表の国土交通省の回答によれば、「申請者が予め取り付けが予想されるアクセサリ類等を含めた型式の指定を受けた自動車(TDS認証)に対する限定された変更(車検証の記載事項)に影響しない範囲でのアクセサリ類等の取り付け」に限り、完成検査終了証を無効にしないことを提案するものであり、本提案の実施による環境負荷の低減、コスト削減、利用者へのメリット等を踏まえ、再度検討をお願いいたします。 | 国際輸入自動車特区 | 1 0 0 0 0 1 | 豊橋市、フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社、フィアットグループ オートモービルズ ジャパン株式会社、クライスラー日本株式会社、フォード・ジャパン・ミッド、ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社 | 愛知県 | 国土交通省 |
| 120030 | 新車登録前の輸入自動車(PHP認証)に対する限定された変更の容認 | 輸入自動車特別取扱制度について別紙「輸入自動車特別取扱要領 第1、第3、第6附則7」 | 国は、輸入自動車特別取扱の届出があった場合、審査により届出書の添付書面の記載内容が保安基準の規定に適合していると認めるときは、輸入自動車特別取扱届出書を交付する。 なお、輸入自動車特別取扱届出書の交付後に届出書の添付書面(車両諸元表、外観図及び外観写真、構造・装置の概略説明書、保安基準規定に適合することを確認する書面、騒音及び排出ガスの品質管理(測定)の記載事項)について変更があった場合、輸入自動車特別取扱届出書を引き続き有効とするためには、輸入自動車特別取扱変更届出書及び変更に関する添付書面を国に提出する必要がある。 | 輸入自動車特別取扱制度(PHP)で認証された輸入自動車に対して、新車登録前の限定された変更(車検証の記載事項に影響しない範囲での保安基準対象部品に限定されたアクセサリ類等の取り付け)に限り、輸入自動車特別取扱届出書を無効にしないことを容認する。 | 従来、新車登録後に全国の各販売店等が外注するなどして実施している、輸入自動車特別取扱制度で認証された輸入自動車に対するアクセサリ類の取り付けについて、新車登録前、インポーター等の新車整備施設において、出荷前点検(PDI: Pre-Delivery Inspection)業務を行っている技術者が行うことで、作業時間の短縮、外注のための二次輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 提案理由 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を必要としているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが自らの時間を費やして実施しているケースが多く見られ、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものがあり、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前(TDSやPDIで認証されていない)装置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。 | D | | 現状の制度では、届出に係る自動車について、複数の仕様のものがある場合、仕様の相違が附則7「輸入自動車特別取扱制度」における仕様の相違が軽微なもの取扱要領による軽微なものに該当するときは、標準的な仕様の自動車に係るものも提出すればよいとしていることから、附則7の範囲内の変更であれば輸入自動車特別取扱届出書を引き続き有効である」というものである。例として、カーナビゲーションシステムの取り付けについても、前掲7の範囲内の変更として認められるのであれば同様である。 なお、仕様の相違が附則7の範囲を超える場合であっても、届出者が予め取り付けが予想されるアクセサリ類等を含めた輸入自動車特別取扱届出(又は変更の届出)を行い、輸入自動車特別取扱届出書の交付を受け、新規検査等申請する前に一括でアクセサリ類等を取り付けることは可能であり、現行制度においても重要内容は十分達成されるものと考えている。 | 右提案主体からの意見に対して回答されました。 | | | | 3月29日付公表の国土交通省の回答によれば、「附則7の範囲内の変更であれば輸入自動車特別取扱届出書は引き続き有効である」というものであるが、本提案にある新車登録前の限定された変更(車検証の記載事項)に影響しない範囲でのアクセサリ類等の取り付け」に附則7の範囲内の変更であれば、輸入自動車特別取扱届出書を無効にならないと解釈してほしい。 | 国際輸入自動車特区 | 1 0 0 0 2 0 | 豊橋市、フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社、フィアットグループ オートモービルズ ジャパン株式会社、クライスラー日本株式会社、フォード・ジャパン・ミッド、ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社 | 愛知県 | 国土交通省 |
| 120040 | インポーター等を封印取付代行者として容認 | 道路運送車両法第28条の3 道路運送車両法第105条 道路運送車両法施行令第15条 道路運送車両法施行規則第12条 道路運送車両法施行規則第13条 封印取付委託要領の全面改正について | 国及び指定された封印取付代行者から真正な封印が正常な状態で封印されている場合に、自動車登録番号及び自動車登録番号と真正性を確認出来る。 | インポーター等が封印取付代行者となることで、輸入から納車までの工程を一元的に実施することが可能となり、集中的な整備による作業効率向上、各販売店等での保管スペースの縮小により、コスト削減につながる。また、希望するインポーター等が新車整備施設を直接訪問し、契約した車を引き取る(運転)で検査することによる輸送(環境負荷の低減)が可能となり、施設見学や観光を組み合わせて、地域産業の活性化につながる。 提案理由 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、展示用、試用等の在庫をストックしている状況の中で、販売用(納車)車両の保管スペースの確保が必要となること、繁忙期には納車用の整備スペースが集中することなど、大変な負担がかかっており、インポーター等の新車整備施設を活用し、集中的な整備・保管、納車に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、インポーター等が封印の取付代行を行なうことは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、作業時間の短縮(月4,000時間)、各販売店等の保管スペースの縮小(120m ² /店)が見込め、コスト削減につながる。 また、欧州地域では一般的な工場動向型の自動車導入システムを確立することで、ユーザーの直接納車・車見学・研修等の機能により、顧客満足度の向上を目指す。また、納車輸送の解消(月1,600台)や環境負荷の低減が見込め、これをユーザーへ還元することで輸入自動車産業と観光を核とした地域の活性化が図られる。 代替措置 封印及びナンバープレート取得については、各販売店が従来どおり実施し、各販売店とインポーター等が封印取付後の監査書類(現車と車検証記載の車体との同一性を証明するもの)を共有することで、厳密性を担保する。 | インポーター等が封印取付代行者となることで、輸入から納車までの工程を一元的に実施することが可能となり、集中的な整備による作業効率向上、各販売店等での保管スペースの縮小により、コスト削減につながる。また、希望するインポーター等が新車整備施設を直接訪問し、契約した車を引き取る(運転)で検査することによる輸送(環境負荷の低減)が可能となり、施設見学や観光を組み合わせて、地域産業の活性化につながる。 提案理由 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、展示用、試用等の在庫をストックしている状況の中で、販売用(納車)車両の保管スペースの確保が必要となること、繁忙期には納車用の整備スペースが集中することなど、大変な負担がかかっており、インポーター等の新車整備施設を活用し、集中的な整備・保管、納車に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、インポーター等が封印の取付代行を行なうことは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、作業時間の短縮(月4,000時間)、各販売店等の保管スペースの縮小(120m ² /店)が見込め、コスト削減につながる。 また、欧州地域では一般的な工場動向型の自動車導入システムを確立することで、ユーザーの直接納車・車見学・研修等の機能により、顧客満足度の向上を目指す。また、納車輸送の解消(月1,600台)や環境負荷の低減が見込め、これをユーザーへ還元することで輸入自動車産業と観光を核とした地域の活性化が図られる。 代替措置 封印及びナンバープレート取得については、各販売店が従来どおり実施し、各販売店とインポーター等が封印取付後の監査書類(現車と車検証記載の車体との同一性を証明するもの)を共有することで、厳密性を担保する。 | F | | 現在、「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」において、封印も含め、ナンバープレートのあり方について、幅広い観点から検討を進めているところであり、この提案の内容も踏まえて、検討を深めたい。 | 右提案主体からの意見に対して回答されました。 | | | | 「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」においては、ナンバープレートに関する検討事項のひとつとして、封印制度のあり方についても検討を進めていくこととしており、懇談会の中間とりまとめを3月に公表したところである。今後は4月に実施したパブリックコメントにおける意見を整理した上で、議論を再開することとしており、ご提案の内容については、懇談会での「封印制度のあり方」の議論結果も踏まえつつ、別途検討することとしたい。 | 国際輸入自動車特区 | 1 0 0 0 0 3 | 豊橋市、フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社、フィアットグループ オートモービルズ ジャパン株式会社、クライスラー日本株式会社、フォード・ジャパン・ミッド、ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社 | 愛知県 | 国土交通省 |
| 120050 | 出張予備検査の要件の緩和 | 国土交通省通達 地技第404号「輸入自動車に係る予備検査の実施について」(昭和60年12月4日) | 出張予備検査を希望するインポーターは、新型届出自動車扱いの輸入自動車又は輸入自動車特別取扱制度(PHP)による輸入自動車に限り、1回当たり30台以上の台数をもって、運輸支局長等に申請する。 | 輸入自動車特別取扱制度(PHP)で認証された輸入自動車に対して、完成検査終了証の期限が切れる等、無効になった型式指定自動車に限り、出張予備検査の対象とすることを容認する。 | PHP車による認証を受けた車については、国土交通省通達(平成14年3月29日 国土技第261号)で原則30台以上の申請台数が確保できれば、インポーター等の新車整備施設において、自動車検査独立行政法人による出張予備検査を受けることが可能となる。しかし、PHP車のブランド(特に、高級車)によっては、所定の申請台数が確保できないため、各販売店へ搬送後、持ち込みによる予備検査を受けたいというケースがほとんどである。また、型式指定車についても、完成検査終了証の期限が切れる等、その有効性が無効になった場合は、持ち込みによる検査を受けたい。各販売店の業務責任にしている状況である。 現行の法制度では、PHP車以外の出張予備検査の実施は不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、検査のための取り戻し時間の短縮(月240時間)、検査持ち込み輸送の解消(月200台)が見込め、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 代替措置 インポーター等は予備検査の年次・月次計画を作成し、自動車検査独立行政法人と定期的に協議する中で、施設内での出張検査の実施に最大限協力(相応のコスト負担)する。 | C | IV | 本提案は、国土交通省通達にある出張予備検査を申請するための必要台数(1回当たり30台以上の台数)を引き下げることによる体制の確保し、出張予備検査の円滑な運用が図られるよう、回数増加の方向で検討して参ります。なお完成検査終了証の期限後車両に対応する必要性については、その実態を踏まえて慎重に検証する必要があると考えております。 | 右提案主体からの意見に対して回答されました。 | | | | ご提案のPHP車に対する出張予備検査の回数について、インポーター側の支援協力を機能的に活用すること等による体制の確保し、出張予備検査の円滑な運用が図られるよう、回数増加の方向で検討して参ります。なお完成検査終了証の期限後車両に対応する必要性については、その実態を踏まえて慎重に検証する必要があると考えております。 | 国際輸入自動車特区 | 1 0 0 0 0 0 | 豊橋市、フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社、フィアットグループ オートモービルズ ジャパン株式会社、クライスラー日本株式会社、フォード・ジャパン・ミッド、ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社 | 愛知県 | 国土交通省 |

| 管理コード | 要望事項 (事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容-提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|--------|---|--|--|---|--|-------|-------|---|---------------------------------|-----------|-------------|--|---------------------------------|---------------------------------|----------|-------|-------|------------|
| 120130 | 民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現 | 道路整備特別措置法第10条、第12条、第17条、第20条 等 | 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。 | 道路整備特別措置法では、一般国道又は都道府県道は改築し、料金を徴収できる者は地方道路公社及び道管理に限定しており、また、道路管理者の権限の代行についても地方道路公社のみに限定しているが、これらの制限を緩和し、民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営を認める。 | 【事業の内容】 道路整備特別措置法の規制を資金を含めて緩和し、民間事業者による有料道路(道路整備特別措置法)の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間の事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供する。 【提案理由】 昨年6月1日にPF法が改正され、コンセッション方式(運営権の付与)の制度化が一步進だったが、道路整備特別措置法に基づく有料道路については、国において有料道路制度全体のあり方を検討されている状況にあり、道路整備特別措置法については改正されておらず、民間事業者が有料道路の管理・運営を行うことは認められていない。そこで、構造改革特区制度を活用して民間事業者にも有料道路(道路整備特別措置法)の運営を認める。 | — | — | ご提案の実現に向けて検討を進めるとし、具体的な方策については、今後ご相談させていただきます。 | 右提案主体からの意見に対して、措置の分類及び回答を検討された。 | F | — | 本県は、卓越した産業集積を背景に、我が国の産業経済を力強く牽引してきたが、今後も、高いポテンシャルを活かすつ、全世界からトモノ・カネを集め、「世界と開える愛知」を築き上げていくことを目指しており、その実現のためにも広く民間の経営ノウハウを積極的に活用するため、コンセッション方式など民間企業が事業主体として参入できる特別の措置を求めるものであり、是非、前向きにご検討いただきたい。 | | 1 0 2 8 0 1 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | |
| 120140 | 東部丘陵線(リニモ)駅周辺における高層下の建築規制の緩和 | 都市計画法第8条、第12条の5 建築基準法第40条、別表第2 | 建築基準法に基づく特定行政庁の許可により立地可能。 | 都市計画法では、市街化調整区域内における建築物の建築を制限し(第29条、34条、43条)、また、建築基準法第44条では、道路内の建築物について、公益上必要な場合などにおいて建築等安全の同意を得た建築物以外の建築を制限していたため、リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高層下を両法の適用除外とする。 | 【事業内容】 リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高層下を、都市計画法第29条、43条及び建築基準法第44条の適用除外とすることで、駅周辺の高層下空間の活用可能性を広げ、駅利用者や周辺住民の利便性を向上させる施設を設置することにより、駅周辺に賑わいを創出する。 【提案理由】 ・建築基準法第44条では、原則として道路内での建築を禁止しており、例外的に建築が認められる場合を限定している。このうち、今回該当する第2号では、「公益上必要な建築物に限定されており、商業施設など利用者の利便性に資する施設の建築は認められていない。 ・都市計画法では、市街化調整区域内における開発行為や建築物の建築について許可制(第29条、第43条)としているが、高層下にある「道路」敷地における開発行為や建築物の建築が、通常の土地と同様に制限される。 ・そこで、本提案により、リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高層下の有効利用及び手続きの簡素化を図ることとし、 ・なお、本件が認められた場合、高層下の有効活用を図ることができ、また、開発行為や建築物の建築が行われる箇所は高層下に限定されるため、無秩序に開発行為などが広がる懸念はない。 | D | | 市街化調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理市町村の長)が許可できることになっている。 また、ご指摘の高層の道路の路下下に設けられる建築物は建築基準法第44条の許可対象となる旨、政令第145条第2項に規定されており、提案主体である特定行政庁(提案主体である愛知県等)が、周囲の環境を害するおそれがないことと認めて許可した場合に建築が可能である。 以上より、現行規定により対応は可能である。 | | D | | | 1 0 2 8 0 2 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | | |
| 120150 | 航空法による建物等設置制限地区の容積率の緩和 | 建築基準法 第52条 | 地区計画の策定や総合設計等の制度を活用することにより対応可能。 | 航空法による建物等設置制限地区における準工業地域について、建築基準法で定められている容積率を緩和するものである。 | 【事業内容】 中部臨空都市の準工業地域について容積率(現行十分の三十)を十分の八十まで引き上げる。 【提案理由】 航空法のため、建築物は45m(10-1階建て)までしか建設することができず上空の利用に制限がある。その代替措置として、容積率を緩和し有効に空間を活用することができる。 | D | | ご提案理由の航空法による建物等設置制限地区による高さ制限のため上空の利用に制限あり、その代替措置として、容積率を緩和してほしいというご趣旨は不明であるが、容積率は、用途地域の指定と併せて、建築物の用途に応じた密度規制により、市街地環境を確保することを目的として、地方公共団体が決定する仕組みとなっている。 また、地域の実情に応じた地区計画等の都市計画制度の活用や建築基準法第52条の5に基づき一定の空地を有することにより周辺の市街地環境の整備に資すると認められる建築物について特定行政庁の許可の範囲内で容積率の緩和を可能とする制度(総合設計制度)の活用により容積率制限を緩和することが可能である。 | | D | | | 1 0 2 8 0 3 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | | |
| 120160 | 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限の都道府県知事への移譲 | 河川法第9条、第23条、第24条、第26条第1項 河川法施行令第2条、第20条の2 | 1級水系について河川法第23条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電については、従属元の許可権者に許可申請をする必要があります。 | 地方分権改革の観点に立ち、農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限をすべて都道府県知事に移譲し、事務手続きの迅速化を図る。 | 【事業内容】 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可の権限を都道府県知事に移譲する。 【提案理由】 平成23年3月31日に河川法施行令が改正され権限移譲が行われたものの、管理区間及び取水量の条件付け(1m3/未満)があり、本県において高いポテンシャルを有している大規模農業用水地域は権限移譲のメリットが生じない。 | F | I、II | 現在、行政刷新会議を中心に、エネルギー分野の規制・制度改革を検討しているところであり、平成24年2月に示された検討事項として小水力発電に関する事項もあげられているところ。 農業用水など既存の許可水利権の範囲内で河川従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、水利使用手続のあり方について検討することとしています。 また、一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で今後検討することとしています。 その他、水利権取得申請について、手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行うことを検討しています。 | | F | I、II | | 1 0 2 8 1 8 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | | |
| 120170 | 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(河川区域内における従属発電) | 河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条 「他の水利使用に従属する水利使用に係る添付図書の省略等について」(平成17年3月28日付河川局水政課水利調整室長、河川環境課流水管理室長 通知) | 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工物の新築等が法第26条第1項(工物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水その他の公益上の支障をおそれないか、河川管理者が審査をしたうえで許可します。 | 河川区域内における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。 | 【事業内容】 河川区域内に設置されているダムや頭首工等において、水利使用の許可を受けた範囲内での従属発電の場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 平成17年度以降、河川区域「外」における農業用水を利用した従属発電については、水利使用許可手続きの簡素化がなされたものの、河川区域「内」に設置されたダムや頭首工等で従属発電を行う場合は新規の水利使用許可手続きを要するため。 | C | | 河川区域内において発電所に係る工物を設置する際には、河川の治水、利水、環境への影響や発電施設の洪水時の安全性について確認する必要があり、発電水利使用許可に最低限必要なものについて審査を行っているところ。 | | C | | 1 0 2 8 1 9 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | | | |
| 120180 | 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(慣行水利権における従属発電) | 河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条 「従来の水利使用に添付図書の省略等について」(平成17年3月28日付河川局水政課水利調整室長、河川環境課流水管理室長 通知) | 旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があったものとなす水利使用(以下「慣行水利権」という。)において従属発電を行う場合、以下の方法のいずれかで許可手続きを行っております。 ①慣行水利権について、改めて水利使用許可した上で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申請手続き等を簡素化。 ②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続きで行う。 | 慣行水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。 | 【事業内容】 慣行水利権の取水範囲内での従属発電で、他に影響を及ぼさない場合であって、地域住民・行政職員・学識者等で構成する地域協議会が認められた場合は、許可水利権と同様に水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 慣行水利権の農業用水で従属発電を行う場合は、慣行から許可水利権への切り替え、または新規発電としての水利使用許可手続きを要するものではございません。 | C | | 慣行水利権については、許可水利権とは異なり、取水を行う河川の流量、工物の安全性等が審査されておりません。また、取水量報告が行われていないことから、届出量と実際の取水量であるか確認出来ないため、申請に当たり関係する添付書類を省略することはできません。 | | C | | 1 0 2 8 2 2 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | | | |
| 120190 | 山間部の渓流等における新規小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化 | 河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条 | 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えないことな安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであることを、河川管理者が審査をしたうえで許可します。 | 他に影響を及ぼさない山間部の渓流等における新規小水力発電については、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 | 【事業内容】 山間部の渓流等において小水力発電を新規に導入する場合、減水区間が軽微であるなど他に影響を及ぼさない場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 美濃川流域などの山間部の渓流等は地形的に落差に恵まれ、小水力発電のポテンシャルが高い。また、小水力発電の導入が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は復讐の一途をたどることとなる。また日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物においては、娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。 | F | IV | 河川区域内において発電所に係る工物を設置する際には、河川の治水、利水、環境への影響や発電施設の洪水時の安全性について確認する必要があります。 なお、昨年(平成23年)7月22日付け閣議決定において「小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な数値に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。」とされていることから、現在調査を行っているところであり、引き続き調査を行い、維持流量設定手法の簡素化について検討していく予定です。 | | F | IV | | 1 0 2 8 2 1 0 | 愛知県 | 愛知県 | 国土交通省 | | |
| 120200 | 市街化調整区域における、土地開発規制の緩和 | 都市計画法第29条、第34条、第43条 | 市街化調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第33条各号に規定する立地基準に適合し、かつ、同法第34条各号のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理市町村(※)の長)が許可できることになっている。 | 市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。 | 市街化区域に隣接する。市街化調整区域内の敷地においては、従業者の高齢化並びに継承者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の割合が増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は復讐の一途をたどることとなる。また日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。 | C | | 娯楽施設は、一定の集客性が認められ、無秩序な市街化を引き起こすことから、都市計画法第29条又は第43条に規定する許可を適用除外とすることはできない。 なお、市街化調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理市町村の長)が許可できることになっている。 | | C | | 1 0 3 1 0 4 0 | 株式会社 玉越 | 愛知県 | 国土交通省 | | | |

